

入会希望者 各 位

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会
総 務 委 員 会

入 会 の ご 案 内

日頃は当協会の活動につきご理解を賜り誠に有難く御礼申し上げます。

さて、当協会に入会されるに当たっての必要事項等を以下のとおりご案内申し上げます。

1 入会申込書の提出

入会に当たっては、入会申込書を当協会会長宛ご提出戴き、理事会の承認が必要です。

定款第5条 この法人は、兵庫県内の不動産鑑定業者の事務所に勤務し、若しくは兵庫県に在住する不動産鑑定士（他の都道府県の不動産鑑定士協会に所属している者を除く。）で、この法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

同 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

つきましては、添付「入会申込書」及び「別紙―履歴等の概要」に該当事項をご記入のうえ、不動産鑑定士登録を証する書類の写しを添付して提出して下さい。

なお、事務手続きの関係上、原則として毎月10日までに受理した入会申し込みについては当月の理事会に回付し、入会日は承認に係る理事会の翌月初になります。

また、理事会が必要と認めた場合、入会希望者には別途担当理事と面談戴くことがありますので、その点お含み置きください。

2 資料閲覧について

入会后、資料閲覧を希望される会員は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の会員であるとともに、国交省又は知事登録業者で公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の業者会員として登録された鑑定業者に勤務している方に限りますのでご留意ください。

3 定例研修会へのご出席のお願い

当協会においては、不動産鑑定士等の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るための事業の一環として、通常月の理事会開催後定例研修会、懇親会を開催しており、その場において新入会員を出席会員にご紹介する予定です。開催日時は別途お知らせ致しますので、万障お繰り合わせの上、是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。

4 常任委員会等のご案内

(1) 常任委員会

当協会の公益社団法人として運営に当たり、委員会規定に基づき常任委員会が設置され活発な委員会活動がなされております。新入会員におかれましても、積極的に委員会活動にご参加戴きたく、以下のとおり各委員会をご案内いたします。

委員会名	所掌事項
総務委員会	定款、諸規程の整備、会議の運営に関する事項、事務局に関する事項、財務に関する事項、資料の収集、整備、保管及び閲覧に関する事項、新システムに関する事項、ホームページの運用に関する事項、委員会間の調整に関する事項、他の委員会の所掌に属さない事項
親睦委員会	会員の慶弔、表彰、親睦に関する事項 会報誌の発行に関する事項
渉外広報委員会	無料相談会及び講演会の開催に関する事項 協会の広報、情報公開
調査研究委員会	不動産の鑑定評価等についての調査研究に関する事項、鑑定評価に必要な法的諸問題に関する事項
不動産D I 委員会	不動産市況D I 調査に関する事項
研修委員会	県民及び会員に対する不動産の鑑定評価に関する研修会・講習会の開催に関する事項、履修単位の取得に関する事項
業務委員会	地方公共団体等から受託を受けて行う公共用地の取得等に伴う鑑定評価及びリバースモーゲージに係る鑑定評価等に関する事項、固定資産評価替え等に関する事項、地価調査に関する事項、地価公示及び国税調査業務の支援に関する事項、新規業務の企画検討及び業務の適正化に関する事項、災害対策に関する事項、住宅ファイル及び建物評価に関する事項
大学講座委員会	大学に対する寄附講座の実施に関する事項
空き家対策委員会	空き家対策に関する事項
綱紀・懲戒委員会	綱紀・懲戒に関する事項

(2) 同好会

また、会員相互の親睦を深めるため、以下の同好会が設けられています。別途、例会等のご案内もありますので、ふるってご参加下さい。

ゴルフ同好会、野球同好会、ボウリング同好会、スキー同好会、ビリヤード同好会、ツーリング同好会、歴史研究会、麻雀同好会、宝塚歌劇研究会

会費等についてのご案内

当協会の会員には、会費規程に基づき、次のとおり会費等が必要となります。

1 入会金

入会時に、入会金として30,000円を納入していただきます。
入会金は、退会時に返還はいたしません。

2 通常会費

通常会費は月額10,000円です。

通常、上期（4月～9月）と下期（10月～3月）に分割して納付して頂きます。

4月及び10月に請求書を送付いたしますので、当該月末までに納付して頂きます。

年度途中の入会又は退会の場合には、それぞれ月割りといたします。

3 臨時会費

臨時の支出にあてるため総会の議決を経て臨時会費を徴収する場合があります。（いままで実施されたことはありません）

4 通常会費の減免等

一定の要件に該当する方は理事会の承認を得て、通常会費の減免または、徴収猶予を受けることができます。

5 近畿不動産鑑定士協会連合会の会費

近畿2府4県で構成する「近畿不動産鑑定士協会連合会」の会費が次のとおり必要となります。

納入方法等は、当協会の取扱に準じて徴収させていただきます。

不動産鑑定業者代表者である会員 月額 1,400円

不動産鑑定業者に勤務する会員 月額 800円

6 その他不明なことは事務局までお問い合わせください。

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会